

小樽市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

懲戒処分年月日	令和3年3月22日
懲戒処分の内容、職員の職及び年代	戒告（主事職 20代）
概要等	医療保険部の職員が、令和2年6月19日（金）から同年7月1日（水）までの9日間、正当な理由なく私事欠勤をした。

懲戒処分年月日	令和3年3月30日
懲戒処分の内容、職員の職及び年代	戒告（主事職 20代）
概要等	平成29年度及び平成30年度に福祉部生活支援第1課で勤務していた際に、収入申告書等が提出されていたにもかかわらず、それらの処理を怠ったほか、平成31年度の人事異動の際、処理すべきであった収入申告書等の公文書を持ち出し、その結果として、現在判明しているもので、9世帯、11件の507,405円が過支給、10世帯、11件の115,238円の追支給を生じさせた。